

議案第14号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正することについて

瀬戸内市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正する条例

瀬戸内市営住宅条例(平成16年瀬戸内市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「ア又はイの」を削り、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号に次のように加える。

ウ ア又はイに掲げる者のほか、市長が市営住宅に入居させる必要があると認める者
第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市営住宅条例(平成16年瀬戸内市条例第158号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____ (配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の _____ いずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p><u>ウ ア又はイに掲げる者のほか、市長が市営住宅に入居させる必要があると認める者</u></p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>

(入居の手続)

第11条 略

2 略

3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4・5 略

(入居の手続)

第11条 略

2 略

3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4・5 略